

2026年6月8日

株 主 各 位

東京都江東区三好4丁目6-17  
アジア開発キャピタル株式会社  
代表取締役社長 アンセム ウォン

## 第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

また、日頃よりご支援を賜っております株主の皆様への感謝の意を込めて、100株以上を保有されている株主の皆様を対象とした株主優待制度を実施いたします。

優待内容等の詳細につきましては、本招集通知の末尾に記載の「株主優待制度のご案内」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、アクセスのうえ、ご確認くださいませようをお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <http://www.asiadevelop.com/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「招集通知」を順にご選択いただき、ご確認ください。)

書面による議決権の事前行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁の「議決権行使方法のご案内」に従い、2026年6月24日(水曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月25日(木曜日)午前11時(受付開始:午前10時30分)
2. 場 所 東京都江東区白河1丁目3-28  
江東区深川江戸資料館 2階 小劇場
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第106期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第106期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 取締役(監査等委員である者を除く。)3名選任の件  
第2号議案 定款一部変更の件(決算期変更)  
第3号議案 定款一部変更の件(本店移転)
4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)  
(1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。  
(2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
  - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告書を、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

## 議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には、以下の2つの方法がございます。

### 1. 株主総会へのご出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙を、会場受付へご提出ください。

代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面（委任状）を、同封の株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、当社定款に基づき、議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。

**株主総会開催日時：2026年6月25日（木曜日）午前11時**

### 2. 書面の郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に、各議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**議決権行使期限：2026年6月24日（水曜日）午後5時到着分まで**

### ■お問い合わせ先

アジア開発キャピタル株式会社 IR・総務

電話照会先：080-7570-5190

（受付時間 午前9時～午後5時）

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）3名選任の件

現任の取締役（監査等委員である者を除く。）3名は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに 当社における地位および担当	所有する 株式の数
1	徐祗祥 (1964年11月25日)	1992年 海南海口証券信息服务公司副総経理 1993年 北京市青創信息系統工程公司常務副総経理 1994年 北京北大青島商用信息系統有限公司総経理 董事長 1998年 北京天橋北大青島科技股份有限公司董事、 総経理、董事長 2000年 北京北大青島環宇科技股份有限公司董事 2000年 濰坊北大青島華光科技股份有限公司副董事長 2014年 金山能源集团有限公司 副総裁 2019年 金山能源集团有限公司 顧問(現任) 〔重要な兼職の状況〕 金山能源集团有限公司 顧問	一株
2	王剛 (1962年5月14日)	1987年 中国鉱業大学(北京) 管理学院教授兼中国石炭 工業企業管理協会 コンサルティング主任 1997年 中国惠能実業有限責任公司 代表取締役会長(現任) 2016年 北京惠能保華科技發展有限公司 代表取締役会長(現任) 2017年 シンガポール New Green Investment Pte. Ltd 業務執行取締役(現任) 2023年 シンガポール陝西会 会長(現任) 〔重要な兼職の状況〕 中国惠能実業有限責任公司 代表取締役会長 北京惠能保華科技發展有限公司 代表取締役会長 シンガポール New Green Investment Pte. Ltd 業務執行取締役 シンガポール陝西会 会長	一株
3	※ 于飛 (1981年4月18日)	2006年 本田技研科技(中国)有限公司 エンジニア 2011年 奇瑞汽車有限公司 車種開発副部長 2015年 みずほ銀行(中国)有限公司 法人営業部部長代理 2017年 上海致遠綠色能源股份有限公司 日本営業部部長 2017年 同社日本子会社 オールウインド株式会社 取締役副社長 2021年 株式会社アジアゲートホールディングス 再エネ事業部部長 2023年 アジア開発キャピタル株式会社 最高技術責任者CTO 2023年 AGパワーソリューションズ株式会社 代表取締役(現任) 〔重要な兼職の状況〕 アジア開発キャピタル株式会社 最高技術責任者CTO AGパワーソリューションズ株式会社 代表取締役	一株

(注1) ※印は、新任の取締役候補者であります。

(注2) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第2号議案 定款一部変更の件 (決算期変更)

### 1. 提案の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、今後のグループ経営管理体制の強化、予算編成および業績管理等の効率化ならびに国際財務報告基準(IFRS)への対応等も踏まえ、事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたしたく、現行定款第12条、第34条および第36条の一部変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第107期事業年度は、2026年4月1日から2026年12月31日までの9か月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

現行定款	変 更 案
(定時株主総会の基準日) 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。	(定時株主総会の基準日) 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、 <u>毎年12月31日</u> とする。
(事業年度) 第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。	(事業年度) 第34条 当社の事業年度は、 <u>毎年1月1日から12月31日</u> までの1年とする。
(剰余金の配当の基準日) 第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。	(剰余金の配当の基準日) 第36条 当社の期末配当の基準日は、 <u>毎年12月31日</u> とする。
新設	附則 第1条 第34条(事業年度)の規定にかかわらず、第107期事業年度は、2026年4月1日から2026年12月31日までの9か月間とする。 第2条 第12条(定時株主総会の基準日)の規定にかかわらず、第107期事業年度に関する定時株主総会の議決権の基準日は、2026年12月31日とする。 第3条 本附則は、第107期事業年度終了後、これを削除する。

### 3. 効力発生日

本定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

## 第3号議案 定款一部変更の件（本店移転）

### 1. 提案の理由

当社は、今後の事業運営体制の強化および業務効率の向上を図るため、本店所在地を東京都江東区から東京都渋谷区へ変更いたしたく、現行定款第3条（本店の所在地）の一部変更を行うものであります。

なお、本店移転の具体的な時期につきましては、業務上の都合等を勘案のうえ決定する必要があるため、その効力発生日を2026年6月25日開催予定の取締役会において決定することとし、その旨附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

現行定款	変 更 案
（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都江東区に置く。	（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。
新設	附則 第1条 第3条（本店の所在地）の変更は、2026年6月25日に開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。 第2条 本附則は、第3条の変更の効力発生日経過後、これを削除する。

### 3. 効力発生日

本定款変更は、2026年6月25日開催予定の取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものといたします。

(提供書面)

## 事業報告

( 2025年4月1日から )  
( 2026年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加、企業の設備投資の持ち直し等を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、円安等を背景とした資源・エネルギー価格及び原材料価格の高止まり、物価上昇による個人消費への影響、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の緊迫化、米国の通商政策をはじめとする海外経済・政策動向の不確実性等により、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済環境のもと、当社グループを取り巻く事業環境におきましても、需要は一定の底堅さを維持しているものの、物価上昇や各種コストの上昇等による収益環境への影響に留意しながら、引き続き慎重な事業運営が求められる状況にあります。

当社グループでは、こうした経済環境の変化を踏まえ、人員体制の見直しや本社移転など、構造改革を積極的に進めています。また、既存事業の収益力強化と同時に、成長性の高い東南アジア市場への投資を拡大し、中長期的な成長を目指しております。

結果、当連結会計年度の業績につきましては、有価証券の投資運用が好調であったこと及び子会社のデジタルアセット証券株式会社の一部売却に伴う営業投資有価証券売上高の計上により、営業収益は1,173百万円（前期比149.7%増）となり、前期と比較して増収となりました。

営業費用につきましては、販売費及び一般管理費の計上537百万円（前期比2.1%増）により営業利益は535百万円（前期は140百万円の営業損失）となりました。

また、為替差損76百万円や貸倒引当金繰入額73百万円の計上があった一方、貸倒引当金戻入益650百万円の計上や受取利息及び配当金28百万円の計上等により、経常利益は1,061百万円（前期は137百万円の経常損失）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は1,080百万円（前期は150百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

##### (i) 事業の種類別セグメントの業績

当社グループは現在「投資事業」のみの単一区分としております。

投資事業は当社におきましては有価証券の保有・運用、コンサルティング、子会社におきましては有価証券の保有・運用等を行っております。

(ii) 営業外収益および費用

営業外収益は、主に貸倒引当金戻入益650百万円等を計上したことにより、682百万円（前期は38百万円）となりました。

営業外費用は、主に為替差損76百万円及び貸倒引当金繰入額73百万円等を計上したことにより、156百万円（前期は35百万円）となりました。

(iii) 特別利益および損失

特別利益は受取損害賠償金を計上したことにより59百万円となりました。特別損失は、主に訴訟関連費用等を20百万円計上したことにより、21百万円（前期は9百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当期中に実施した重要な固定資産の異動

イ. 当社

該当事項はありません。

ロ. 子会社

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

イ. 他の会社の株式その他の持分

当社は、2026年2月28日付で、当社が保有するデジタルアセット証券株

式会社の株式の一部を売却いたしました。これにより、同社は当社の連結子会社から持分法適用関連会社となりました。

ロ．新株予約権

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

### ① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 103 期 (2023年3月期)	第 104 期 (2024年3月期)	第 105 期 (2025年3月期)	第 106 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
営業収益 (千円)	381,251	257,596	470,145	1,173,840
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△555,678	△391,766	△137,871	1,061,119
親会社株主に帰属する当期純利益又は純損失 (△) (千円)	△1,166,238	△538,942	△150,401	1,080,500
1株当たり 当期純利益又は純損失 (△) (円)	△0.74	△0.25	△0.06	0.46
総資産 (千円)	3,573,207	4,775,301	5,508,715	2,539,043
純資産 (千円)	1,365,092	1,109,419	966,867	2,131,136
1株当たり純資産額 (円)	0.87	0.48	0.42	0.92

### ② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 103 期 (2023年3月期)	第 104 期 (2024年3月期)	第 105 期 (2025年3月期)	第 106 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
営業収益 (千円)	5,424	△5,553	73,102	615,384
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△573,928	△339,578	△66,100	358,173
当期純利益又は純損失 (△) (千円)	△1,462,097	△268,650	△68,412	392,518
1株当たり 当期純利益又は純損失 (△) (円)	△0.93	△0.13	△0.03	0.17
総資産 (千円)	2,182,359	2,045,922	2,139,462	2,632,719
純資産 (千円)	905,527	866,358	797,946	1,190,465
1株当たり純資産額 (円)	0.58	0.37	0.34	0.51

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社

該当事項はありません。

#### ② 子会社の状況

##### イ. 子会社の状況

会社名	資本金 (出資)金 (千円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
アジアビジネスソリューションズ㈱	431,500	100.0	ソリューション事業
Prominence Investments Pte. Ltd.	22,000千 シンガポールドル	100.0	投資事業

##### ロ. 関連会社の状況

会社名	資本金 (出資)金 (千円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
デジタルアセット証券株式会社	100,000	34.74	証券事業

- (注) 1. 当連結会計年度の連結子会社は2社であり、非連結子会社は2社であります。  
2. 当社が保有するデジタルアセット証券㈱の株式の一部を売却したことにより、同社は2026年3月31日付で持分法適用関連会社となりました。

### (4) 対処すべき課題

#### ① 継続企業の前提の疑義解消

当社グループは、当連結会計年度において親会社株主に帰属する当期純利益を計上したものの、前連結会計年度まで継続して重要な経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しておりました。当社グループは、この状況を改善すべく、抜本的かつ早急な経営内容の改善・見直しに取り組んでいるところでありますが、当連結会計年度におきましては、未だ継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している状況であります。

当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策等につきまして、「連結注記表 1. 継続企業の前提に関する注記」(当社ウェブサイト <http://www.asiadevelop.com/>) をご参照ください。) に記載しております。当社グループは、当該対応策を着実にを行うことにより、できるだけ早期に継続企業の前提の疑義を解消することが最重要課題であると認識しており、引き続き中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化に努めてまいります。

#### ② 経営体制の確立

当社の取締役会においては、独立性が高く多様な分野の専門家である社外取締役を中心として客観的な視点から業務執行の監督を行うとともに、

経営に関する多角的な議論を自由闊達に行っています。また、事業運営において、すぐれた人材を確保することが重要であり、企業投資および不動産投資等の知識や経験、投資案件の発掘における人的ネットワーク、さらには投資先事業の経営および運営に必要な能力を有する人材の確保・育成を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

投資事業

(6) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

① 当社

本	社	東	京	都	江	東	区
---	---	---	---	---	---	---	---

② 子会社

アジアビジネスソリューションズ(株)	東	京	都	江	東	区
Prominence Investments Pte.Ltd.	シ	ン	ガ	ポ	ー	ル

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
5名	21名減 (-)

(注) 使用人数は就業人員であり、パート等臨時従業員数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。なお、当連結会計年度における使用人数の主な増減は、デジタルアセット証券株式会社が当連結会計年度末に連結子会社から持分法適用関連会社へ異動したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	1 (-) 名	1名減 (-)	54歳	0年2ヶ月
女性	2 (-) 名	- (-)	39.5歳	6年0ヶ月
合計	3 (-) 名	1名減 (-)	44.3歳	4年1ヶ月

(注) 使用人数は就業人員であり、パート等臨時従業員数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2026年3月31日現在）

- |            |                    |
|------------|--------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 5,924,408,492株     |
| ② 発行済株式の総数 | 2,326,042,223株     |
| ③ 単元株式数    | 1,000株             |
| ④ 株主数      | 44,626名（前期末比 34名減） |

株主名	持株数	持株比率
サウス・アイル・インターナショナル・リミテッド	764,940,100株	32.89%
スタンダードチャータードバンクホンコン エンバークライムセキユリテイズ インベストメントサービスズ エイチケーリミテッド クライアントアカウント	76,708,700株	3.30%
エヌエスエル デイテイテイク クライアントアカウント 3	59,160,000株	2.54%
西 肇	17,825,900株	0.77%
A V C 株式会社	15,000,000株	0.65%
吉 田 年 男	11,000,000株	0.47%
J P モ ル ガ ン 証 券 (株)	10,946,100株	0.47%
山 本 一 浩	10,299,800株	0.44%
森 啓 造	10,167,000株	0.44%
滝 沢 裕 一 郎	8,720,000株	0.38%

(注) 持株比率は、自己株式（28,291株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している新株予約権の状況（2026年3月31日現在）  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

- ① 取締役の状況（2026年3月31日現在）

地位および担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役	アンセム ウォン	アジアインベストメントファンド株式会社 代表取締役社長 Cleath BiomassEnergy Sdn. Bhd 取締役 ASIA DEVELOPMENT CAPITAL(HK) LIMITED 取締役 ASIA INVESTMENT FUND(HK) LIMITED 取締役
取締役	徐 祗 祥	金山能源集团有限公司 顧問
取締役	王 剛	中国惠能実業有限責任公司 代表取締役会長 北京惠能保華科技發展有限公司 代表取締役 会長 シンガポール New Green Investment Pte.Ltd 業務執行取締役 シンガポール陝西会 会長
取締役 (監査等委員)	藤 堂 正 健	株式会社ランビック 代表取締役
取締役 (監査等委員)	劉 静	株式会社YG Tech
取締役 (監査等委員)	寺 澤 優 輝	株式会社y-Doc 代表取締役

(注) 取締役 藤堂正健、劉静、寺澤優輝の各氏は、社外取締役であります。

## ② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
李 楠	2026年2月24日	辞任	
山 田 幸 平	2026年2月24日	任期満了	ASIA DEVELOPMENT CAPITAL MALAYSIA Sdn. Bhd. Director Prominence Investments Pte. Ltd. Director LR会計 代表 合同会社LRプラス 代表社員 阪神フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社 取締役
高 橋 伸 光	2026年2月24日	任期満了	一般社団法人日本全身美容協会 専務理事 株式会社メディックス 代表取締役
岡 田 俊 夫	2026年2月24日	任期満了	株式会社ノーザ 監査役

### ③ 取締役を支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 (0)	15,000千円 (0)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	7名 (7)	2,770千円 (2,770)
合 計 （うち社外役員）	11名 (7)	17,770千円 (2,770)

(注1) 役員報酬は基本報酬である固定報酬のみであり、その他の種類の報酬は支給しておりません。

(注2) 上記には、2026年2月24日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名ならびに監査等委員1名、ならびに任期満了した監査等委員3名を含んでおります。

(注3) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注4) 監査等委員以外の取締役の報酬限度額は、2023年7月19日開催の第103回定時株主総会において、年額80百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査等委員以外の取締役の員数は1名であります。

(注5) 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年7月19日開催の第103回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

(注6) 取締役の個人別の報酬額は、代表取締役社長が取締役会から決定権限の委任を受け、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、経営環境や企業業績を踏まえた上で、各取締役の担当業務や業績への貢献度等を総合的に勘案して決定しております。代表取締役社長に委任する理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の貢献度を総合的に判断するには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

### ④ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等との兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役（監査等委員）藤堂正健氏は、株式会社ランビックの代表取締役を兼務しております。当社と当該法人との間で特記すべき事項はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）劉静氏は、株式会社YG Techを兼務しております。当社と当該法人との間で特記すべき事項はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）寺澤優輝氏は、株式会社y-Docの代表取締役を兼務しております。当社と当該法人との間で特記すべき事項はありません。

ロ. 社外役員が当社の親会社等又はその子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

#### ハ. 当事業年度における主な活動状況

- a. 取締役会、監査等委員会への出席状況

		取締役会（9回開催）		監査等委員会（6回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 (監査等委員)	山田幸平	1回	25%	1回	25%
取締役 (監査等委員)	高橋伸光	2回	50%	4回	100%
取締役 (監査等委員)	岡田俊夫	2回	50%	4回	100%
取締役 (監査等委員)	藤堂正健	4回	100%	4回	100%
取締役 (監査等委員)	吉澤良則	3回	100%	3回	100%
取締役 (監査等委員)	劉 静	1回	100%	1回	100%
取締役 (監査等委員)	寺澤優輝	1回	100%	1回	100%

b. 取締役会（監査等委員会）における発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・ 監査等委員である取締役 藤堂正健氏は、事業会社における経営企画および企業経営に関する豊富な経験を有しております。取締役会では、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、当社の事業運営およびガバナンス強化に関して有益な助言をいただいております。監査等委員会では、独立した立場から、適切な監査を実施していただいております。
- ・ 監査等委員である取締役 劉静氏は、日中両国における学識および企業実務経験を有しており、国際的な視点から当社経営に対する有益な助言をいただいております。取締役会では、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、当社の事業運営およびガバナンス強化に関して有益な助言をいただいております。監査等委員会では、独立した立場から、適切な監査を実施していただいております。
- ・ 監査等委員である取締役 寺澤優輝氏は、消防局における実務経験および企業経営経験を有しており、リスク管理および経営管理の観点から有益な助言をいただいております。取締役会では、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、当社の事業運営およびガバナンス強化に関して有益な助言をいただいております。監査等委員会では、独立した立場から、適切な監査を実施していただいております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 公認会計士赤坂事務所  
公認会計士海生裕明事務所

#### ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	7,200千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	10,020千円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(注3) 当社の連結子会社であったデジタルアセット証券㈱の会計監査人は当社の会計監査人と異なる会計監査人であり、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額、金銭その他の財産上の利益の合計額はそれぞれ2,580千円、240千円であります。

#### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会を選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

公認会計士赤坂事務所及び公認会計士海生裕明事務所の会社法第423条第1項の責任について、当該監査人が職務を遂行するにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、当該監査人の当社に対する損害賠償責任の限度としております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

### A. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、法令遵守や企業倫理等、コンプライアンスに基づく業務執行が徹底されるよう、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、内部統制機能の整備に努めて参ります。法令違反等が報告された場合には、取締役会が中心となり迅速に調査を開始し、顧問弁護士や会計監査人といった外部の専門家と連携をとり、再発防止に向けて必要な措置を講じて参ります。

具体的な施策は以下の通りであります。

#### 1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は、「企業行動指針」に従い、法令・定款を遵守した行動をとります。代表取締役が繰り返し法令遵守の精神を取締役及び使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。また、その徹底を図るため取締役会にて、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、管理部門を中心に役職員教育等を行います。内部監査責任者は、管理部門と連携の上、コンプライアンスの状況を監査します。これらの活動は定期的に取締役会及び監査等委員会に報告されるものとします。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等といいます）に記録し、保存します。取締役は、文書取扱規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、及び情報セキュリティに係るリスクについては、管理部が網羅的・総括的に管理します。それぞれの重要なリスクについて、必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとします。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めます。

#### 4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標の達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を業務担当取締役が定めます。また、ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実

施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

#### 5. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用します。

#### 6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社及び子会社からなる企業集団における内部統制システムの構築を目指し、企業集団での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築します。

② 当社取締役及び子会社各社の代表取締役は、各社の各部門の適正な業務執行を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有します。

③ 当社は、当社のリスク・コンプライアンス管理規程に倣い、当社及び子会社からなる企業集団全体のリスク管理を実行します。

④ 当社及び子会社からなる企業集団は、ITを活用して各社の全社員に内部統制の重要性を伝え、また社内外から得られたリスク情報を共有します。

⑤ 原則として、当社の役職員が子会社の取締役若しくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を確保し、当社取締役会及び監査等委員会に報告する体制とします。

⑥ 関係会社管理規程及び内部監査規程に従い、当社内部監査責任者は、子会社に内部監査部門が存在する場合は連携をとり、存在しない場合は当社が子会社の内部監査を実施します。

#### 7. 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査等委員会による指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会が必要とした場合、職務を補助する職員を置くものとします。また、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、監査等委員会以外の指揮命令を受けないものとします。

#### 8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、並びに当社の子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び報告した者が不利な取り扱いを受けない

ことを確保するための体制

- ① 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社からなる企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報状況及びその内容をすみやかに報告するものとします。
  - ② 当社の監査等委員は常時必要に応じ、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人に対して直接説明を求めることができるものとします。
  - ③ 子会社の取締役、監査役、使用人は、自社が備える内部通報制度だけでなく、当社内部通報制度及び当社外部通報先も利用できるものとします。
  - ④ 上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならないものとします。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会による当社及び子会社の各業務執行取締役及び重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、当社及び子会社の代表取締役、監査法人、内部監査部門、内部監査責任者とそれぞれとの間で定期的に意見交換会を開催します。

10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

当社は、監査等委員が通常監査によって生ずる費用を請求した場合は、すみやかに処理します。通常監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査等委員は担当役員に事前に通知するものとします。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止するため、当該勢力の利用、当該勢力への利益の供与、当該勢力からの物品の購入などといった一切の関係を拒絶することを「企業行動指針」及び「反社会的勢力対応規程」に定めています。

「企業行動指針」及び「反社会的勢力対応規程」に基づき、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行うとともに、当社役職員への注意喚起、啓発を行います。また、地区特殊暴力防止対策協議会に参加し、必要に応じて警察、弁護士事務所など外部の専門機関とも連携を取りつつ、体制の強化を図ります。

**B. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況は下

記の通りであります。

#### 1. 内部統制システム全般

内部監査責任者は、当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況に関する監査を行い、その結果を当社及び子会社の取締役会及び監査等委員会に報告するとともに、改善が必要な点があれば指摘を行っております。

#### 2. コンプライアンスへの取り組み

コンプライアンス研修を必要に応じて開催し、業務に関連する法改正の動向等の知識を習得するとともに、法令・社内規程等に対する順守意識を徹底しております。また、当社及び子会社は「内部通報規程」に基づき不当行為を通報する制度を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

#### 3. 監査等委員による監査体制

監査等委員は、業務執行の適正性を監視するため、取締役会の出席や、稟議書・契約書等の社内文書の閲覧を行っております。また、監査の実効性を高めるため、会計監査人、内部監査責任者等と連携し、随時意見交換を行っております。

### (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実に注力し、配当政策を実施することを基本方針と考えております。今後も、中長期的な視点にたって、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値・株主価値の増大に努めてまいります。

### (7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、買収防衛策が株主価値を毀損し経営者の保身目的として導入されることがないように、その導入には慎重に対処しております。現在のところ、買収防衛策の導入は行っておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,291,258	流動負債	396,268
現金及び預金	998,109	未払金	57,230
有価証券	301,969	未払法人税等	21,629
短期貸付金	625,360	預り金	151
未収入金	736,296	短期借入金	305,000
その他の	112,737	その他の	12,257
貸倒引当金	△483,213	固定負債	11,638
		退職給付に係る負債	397
		その他の	11,240
		負債合計	407,907
固定資産	247,785		
有形固定資産	0		
工具、器具及び備品	0		
その他の	0		
無形固定資産	0	純資産の部	
ソフトウェア	0	株主資本	1,761,414
投資その他の資産	247,785	資本金	6,390,024
投資有価証券	239,058	資本剰余金	2,820,536
破産更生債権等	163,657	利益剰余金	△7,443,192
差入保証金	8,721	自己株式	△5,954
その他の	5	その他の包括利益累計額	369,721
貸倒引当金	△163,657	その他有価証券評価差額金	591
		為替換算調整勘定	369,129
		純資産合計	2,131,136
資産合計	2,539,043	負債・純資産合計	2,539,043

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

( 2025年4月1日から )  
( 2026年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益	16,412	
営業投資有価証券売上	652,697	
受取利息	79,022	
受入手数料	307,756	
金融収益	117,951	1,173,840
売上金融費用		-
		101,403
純営業収益		1,072,436
販売費及び一般管理費		537,145
営業外収益		535,291
受取利息及び受取配当金	28,078	
貸倒引当金戻入	650,000	
その他	4,141	682,221
営業外費用		
支払利息	5,287	
貸倒引当金繰入	73,695	
為替差	76,773	
その他	637	156,393
経常利益		1,061,119
特別利益		
受取損害賠償	59,631	59,631
特別損失		
減損	1,029	
訴訟関連費用	20,475	21,504
税金等調整前当期純利益		1,099,246
法人税、住民税及び事業税	18,811	18,811
当期純利益		1,080,435
非支配株主に帰属する当期純損失		65
親会社株主に帰属する当期純利益		1,080,500

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2025年4月1日から )  
( 2026年3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
2025年4月1日 期首残高	6,390,024	2,820,536	△8,523,693	△5,954	680,913
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	1,080,500	-	1,080,500
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）	-	-	-	-	-
連結会計年度中の 変動額合計	-	-	1,080,500	-	1,080,500
2026年3月31日 期末残高	6,390,024	2,820,536	△7,443,192	△5,954	1,761,414

	その他の包括利益累計額			非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2025年4月1日 期首残高	695	283,752	284,447	1,506	966,867
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	-	1,080,500
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額（純額）	△103	85,377	85,274	△1,506	83,768
連結会計年度中の 変動額合計	△103	85,377	85,274	△1,506	1,164,269
2026年3月31日 期末残高	591	369,129	369,721	-	2,131,136

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,638,843	流動負債	1,430,615
現金及び預金	317,500	短期借入金	105,000
有価証券	301,969	関係会社短期借入金	1,215,265
未収入金	747,005	未払金	53,556
関係会社短期貸付金	132,400	未払法人税等	11,078
短期貸付金	492,960	その他	45,715
その他	123,585	固定負債	11,638
貸倒引当金	△476,577	退職給付引当金	397
固定資産	993,876	その他	11,240
有形固定資産	0		
工具器具備品	0	負債合計	1,442,254
その他	0		
無形固定資産	0	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	0	株主資本	1,190,465
投資その他の資産	993,876	資本金	6,390,024
投資有価証券	60,331	資本剰余金	2,820,241
関係会社株式	1,042,785	資本準備金	2,820,241
破産更生債権等	51,890	利益剰余金	△8,013,845
差入保証金	3,600	その他利益剰余金	△8,013,845
その他	5	繰越利益剰余金	△8,013,845
貸倒引当金	△51,890	自己株式	△5,954
投資損失引当金	△112,845	純資産合計	1,190,465
資産合計	2,632,719	負債・純資産合計	2,632,719

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

( 2025年4月1日から )  
( 2026年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	
利 息 収 入		3,000
営 業 投 資 有 価 証 券 売 上 高		595,971
有 価 証 券 運 用 益		16,412
営 業 収 益		615,384
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		152,058
営 業 利 益		463,325
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	27,976	
受 取 賃 借 料	2,840	
そ の 他	3,585	34,403
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,742	
為 替 差 損	60,282	
貸 倒 引 当 金 繰 入	68,530	
そ の 他	0	139,554
経 常 利 益		358,173
特 別 利 益		
受 取 損 害 賠 償 金	59,631	59,631
特 別 損 失		
訴 訟 関 連 費 用	20,475	20,475
税 引 前 当 期 純 利 益		397,329
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		4,811
当 期 純 利 益		392,518

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	純資産合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰 余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
2025年4月1日 期首残高	6,390,024	2,820,241	2,820,241	△8,406,364	△8,406,364	△5,954	797,946	797,946
事業年度中の変動額								
当期純利益				392,518	392,518		392,518	392,518
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	392,518	392,518	-	392,518	392,518
2026年3月31日 期末残高	6,390,024	2,820,241	2,820,241	△8,013,845	△8,013,845	△5,954	1,190,465	1,190,465

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

アジア開発キャピタル株式会社  
取締役会 御中

公認会計士赤坂事務所  
東京都新宿区  
公認会計士 赤坂満秋

公認会計士海生裕明事務所  
東京都港区  
公認会計士 海生裕明

#### 監査意見

私たちは、会社法第444条第4項の規定に基づき、アジア開発キャピタル株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

私たちは、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア開発キャピタル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループは、当連結会計年度において親会社株主に帰属する当期純利益を計上したものの、前連結会計年度まで継続して重要な経常損失および親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

#### 強調事項

重要な後発事象注記に記載されているとおり、会社は、2026年5月1日開催の取締役会において、持分法適用関連会社であるデジタルアセット株式会社の全株式を売却することを決議した。当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他

の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私たちの連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- る。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

アジア開発キャピタル株式会社  
取締役会 御中

公認会計士赤坂事務所  
東京都新宿区  
公認会計士 赤坂満秋

公認会計士海生裕明事務所  
東京都港区  
公認会計士 海生裕明

### 監査意見

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アジア開発キャピタル株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は、当事業年度において当期純利益を計上したものの、前事業年度まで継続して重要な経常損失および当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

### 強調事項

重要な後発事象注記に記載されているとおり、会社は、2026年5月1日開催の取締役会において、持分法適用関連会社であるデジタルアセット株式会社の全株式を売却することを決議した。当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載

内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監

査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第106期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議等の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持

を目的とするものでないと認めます。

⑤事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人公認会計士赤坂事務所並びに公認会計士海生裕明事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人公認会計士赤坂事務所並びに公認会計士海生裕明事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月30日

アジア開発キャピタル株式会社監査等委員会

監査等委員 藤堂 正健 (印)

監査等委員 劉 静 (印)

監査等委員 寺澤 優輝 (印)

(注) 監査等委員藤堂正健、劉静並びに寺澤優輝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



## 【株主優待制度のご案内】

このたび当社は、日頃よりご支援を賜っております株主の皆様へ感謝の意を込め、下記のとおり医療関連サービスのご優待をご用意いたしました。

本優待は、医療機関様のご協力により、皮膚科・美容医療・人間ドック等のサービスを特別価格にてご提供するものです。

ぜひご活用くださいますようご案内申し上げます。

### ■対象診療

自由診療に限る（保険診療を除く）

### ■ 優待内容（いずれもご利用時に12～20%割引）

#### 【12%割引対象施設】

自由が丘クリニック（皮膚科・美容医療）

<https://jiyugaokaclinic.com/>

CUVO銀座クリニック（皮膚科・美容医療）

<https://www.cuvo.jp/>

#### 【20%割引対象施設】

TIMC TOKYO（徳洲会国際検診センター東京）

<https://timc-tokyo.com/>

TIMC OSAKA（徳洲会国際検診センター大阪）

<https://timc-osaka.com/>

### ■ 優待適用期間

2026年7月1日より2027年6月30日まで

### ■ ご利用手続き

- ・ご希望の医療機関へ、お電話または各施設のウェブサイトより直接ご予約ください。
- ・その際、割引クーポンコード【ADC202606】、お名前、生年月日を必ずお伝えください。

※ 本優待は、株主様ご本人またはご家族によるご利用を想定しておりますが、ご本人およびご家族がご利用にならない場合に限り、他の方への譲渡も可能です。ただし、営利を目的としてインターネット上で不特定多数に向けて転売することはご遠慮ください。

※ 提携施設の営業内容やサービス内容については、各医療機関の公式サイトをご確認ください。

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都江東区白河 1丁目 3-28 深川江戸資料館 2階 小劇場



### 交通ご案内

#### 地下鉄

半蔵門線・都営大江戸線：清澄白河駅〔A3〕 徒歩3分

#### バス

都バス門33系統 豊海水産埠頭～亀戸駅「清澄庭園前」下車徒歩3分

都バス秋26系統 葛西駅～秋葉原駅「清澄白河駅前」下車徒歩4分